

## 【参考】 指摘の区分について

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号）5（1）に従い、指摘区分は以下のとおりとします。

### ①文書指摘

法令又は通知等の違反が認められる場合であって、改善のために必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を指導するものです。

改善措置の具体的な内容については、法人からの報告が必要となります。

### ②口頭指摘

法令又は通知等の違反が認められる場合であって、違反の程度が軽微である場合又は①の文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合に指導するものです。

### ③助言

法令又は通知等の違反が認められるものではありませんが、法人・施設運営に資するものとする事項について助言を行うものです。